



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4148 号 2018.1.18 発行

### 全日本障害者スキー パラで戦えなくても 知的障害者唯一の舞台で力走



毎日新聞 2018年1月17日

全日本障害者クロスカントリースキー競技大会の知的障害男子5キロ立位で3位に入った阿部=宮武祐希撮影

パラリンピックの陰で、戦う機会に恵まれないスキーヤーたちがいる。7日に北海道旭川市で開かれた全日本障害者クロスカントリースキー競技大会には、平昌パラリンピック出場を目指す身体障害の選手だけでなく、多くの知的障害の選手も出場した。知的障害者は冬季パラリンピックに参加できず、国内でも大会が非常に少ないが、選手は懸命に競技に取り組んでいる。【谷口拓未】

冬季パラリンピックでは1998年長野大会で初めて知的障害のノルディックスキー距離が実施された。しかし2000年シドニー夏季パラリンピックの知的障害者バスケットボールでスペイン代表に健常者がいた不正行為が発覚。その影響で、以後の冬季パラリンピックでは知的障害者の種目が行われなくなった。国内でもスキー距離は昨年、今季とジャパンパラ大会が実施されず、知的障害者が競い合える全国大会は全日本障害者クロスカントリースキー競技大会のみとなった。

選手は地域ごとに行われる年数回の強化合宿などで実力を磨く。日本代表の荻戸（のぞき）剛仁ヘッドコーチ（HC）は「レースが少なく、強化や選手を集める環境の整備は厳しい」と語る。

来月開幕する世界選手権（ポーランド）の選考も兼ねた7日のレースには、24歳の阿部昂平（伸康会）ら強化指定選手も出場した。高齢者の介護補助の仕事しながら競技に取り組む阿部は「大会の場は成長できるのですごく大切。こういう機会がもっとあるといい」と話した。阿部は知的障害の男子5キロ立位で3位になり、世界選手権の日本代表入りが決定した。

国内大会が少ないのは、大会を支える人員や資金の不足などが要因という。パラリンピックの門戸が開かれるのも容易ではない。荻戸HCは「世界選手権で実績を残し、国内外に少しでもアピールしたい」と話していた。

### 宮崎暴走6人死傷、19日判決 てんかんか認知症か争点 小出大貴

朝日新聞 2018年1月17日

宮崎市で2015年10月、歩道を車が暴走し6人が死傷した事故で、自動車運転死傷処罰法違反（危険運転致死傷）などの罪に問われた無職川内実次（みつぎ）被告（75）=鹿児島県日置市=の判決が19日、宮崎地裁である。被告が事故を起こした要因が、てんかんの発作なのか認知症なのかが争われており、裁判所の判断が注目されている。

事故は15年10月28日午後2時50分ごろ、JR宮崎駅近くの歩道で起きた。被告

が運転する軽乗用車が約700メートルを直進して歩行者をはね、女性2人が死亡、男女4人が重軽傷を負った。検察側は「てんかん発作による意識障害」が原因として、懲役10年を求刑した。

歩道を暴走し、JR宮崎駅前の交差点で横転した川内被告の軽乗用車＝2015年10月28日午後3時55分、宮崎市高千穂通2丁目

てんかんは、13年に成立した自動車運転死傷処罰法で「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気」の一つとされ、この影響で死亡事故などを起こすと最長で懲役15年の危険運転致死傷罪の対



象になる。

弁護側は、被告の事故前の診断で、てんかんとは明確に認められていないと指摘。「認知症による認知機能の低下」と主張し、過失運転致死傷罪（懲役7年以下）の適用を求めている。

公判は16年5月に始まり、これまで

13回開かれた。鑑定医や脳神経外科医が証人尋問に呼ばれ、川内被告の脳波や過去の診断歴などが調べられてきた。

被告は事故を認め、「亡くなった方と遺族に申し訳ない」と話したものの、事故や持病についての具体的な質問には「わかりません」を繰り返した。

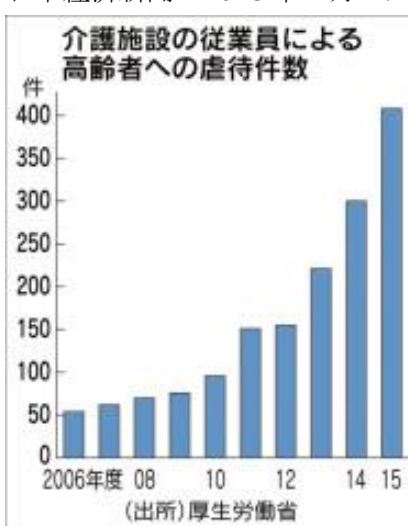
検察側の冒頭陳述などによると、被告は11年12月、言葉がでなくなり、自宅近くの病院で医師から抗てんかん薬を投与された。事故3日前にも同様の症状が出て入院。いずれも「てんかんの疑い」とされたが、断定はされていない。

事故当日は自宅から約7時間かけて宮崎に来たとされる。朝に抗てんかん薬を服用。現場では交差点で信号停止後、左斜め前方に発進し、縁石をまたぐようにして歩道に進入した。

### 「身体拘束」施設ごとに指針を 虐待防止へ 厚労省

日本経済新聞 2018年1月17日

特別養護老人ホームなどで入所者への虐待が後を絶たないなか、厚生労働省は、入所者の身体拘束を巡り、施設ごとに独自の指針作成を義務付ける。職員向けに分かりやすい指針としたうえで、拘束の判断が適切だったかどうか検証する委員会の開催なども義務化する。指針の運用開始は4月の予定で、虐待防止を目指す。



厚労省によると、介護施設での身体拘束は原則、すべて「高齢者虐待」に該当するとして禁止しているが、自傷や他害の恐れがあるなど緊急でやむを得ない場合に限り認めている。拘束する際には、理由や時間、心身の状況などの記録を義務付けているが、施設独自の指針づくりまでは求めている。

厚労省は、現在の運営基準を見直し、新たに3項目のルールを追加する。(1)判断基準などを分かりやすくまとめた職員向けの指針の作成(2)身体拘束の判断が適切であったか検証し、問題点があれば改善策を検討する委員会の3カ月に1回以上の開催(3)身体拘束をなくしていくための研修会の定期的な開催——を義務付ける。

厚労省は長期間にわたり療養が必要な要介護者に対し、医療や介護などを提供する「介

「介護医療院」を4月に創設する。この介護医療院にも身体拘束に関して4項目のルールを適用する方針だ。

厚労省は、身体を拘束する際にルール違反をした事業者の介護報酬を減らす制度を導入している。4月からは減額幅を拡大し、ルールが守られるよう徹底していく。

厚労省によると、介護施設の従業員による高齢者への虐待は年々増えており、2015年度は408件で前年度と比べ36%増えた。虐待を受けた高齢者のうち約3割は身体拘束を受けていた。

## 障害者、真心込めた製品 福岡三越で食品など販売【福岡県】

西日本新聞 2018年01月18日



### 障害者施設で焼いたアップルパイなどを試食する来場者

障害者が製作に携わっている装飾品や食品などを集めた「まごころ製品大規模販売会」（西日本新聞社など後援）が17日、福岡市・天神の福岡三越9階で始まった。21日まで。

県などで行う実行委員会が、障害者の工賃アップと自立につなげる目的で毎年開催しており、今回で5回目。県内を中心に計66施設が約1200種類、約5万6千点を

出品した。

会場には、今年のエトの犬をあしらった置物や、藍染めのハンカチ、動物をかたどったクッキー、自家栽培のタマネギのドレッシングなど多彩な商品が並ぶ。さまざまな色の糸で織ったさをり織りの手提げ袋などを製造販売する「県障害者就労支援ホーム・あけぼの園」（大野城市）の就労支援員、本多有加さん（48）は「百貨店での販売は施設利用者の大きな励み。他の施設の商品も目にすることができるので、いい刺激になります」と話した。

問い合わせは県障がい福祉課＝092（643）3263。

## 鎮魂の思い込め力強く和太鼓演奏 稲美町役場前

神戸新聞 2018年1月17日



### 和太鼓を演奏する子どもら＝稲美町役場前

阪神・淡路大震災から23回目の「1・17」。兵庫県の東播地域では17日、震災の記憶を次世代に伝えるため、各地で追悼行事や防災訓練などが催された。

稲美町役場（同町国岡）前では、震災犠牲者を悼む「鎮魂太鼓」が打ち鳴らされた。

地元小中学生らの「稲美野万葉太鼓会」と、知的障害者やその保護者らでつくるNPO法人「稲美町つくしとすぎなの会」の計約50人が、力強い和太鼓の音を響かせた。



震災の記憶を忘れないようにと、万葉太鼓会会長の藤本操さんが1996年から毎年開いている。

午後5時46分、訪れた人を含めた約120人で黙とうした後、「つくしー」が2曲を、万葉太鼓会が4曲をそれぞれ披露。小雨が降る中、大きな声を張り上げながら、懸命にばちを振った。

7回目の参加となった万葉太鼓会の女子生徒（13）＝稲美北中1年＝は「被災したり、家族を亡くしたり人たちが元気になってもらえるよう演奏した」と話した。（辰巳直之）

**食料や物資、避難所… 災害時協定160締結 姫路市** 神戸新聞 2018年1月18日  
被災建物の解体撤去の支援で協定を結んだ県解体工事業協会の上原満  
会長（右）＝姫路市役所

時における緊急時及び被災建築物の  
解体撤去の協力等に関する協定  
姫路市・兵庫県解体工事業協会



兵庫県姫路市が阪神・淡路大震災後、大規模災害時に相互協力する自治体や企業、団体との協定が約160に上ることが17日、市のまとめで分かった。援助物資の供給や輸送、避難所の確保などでスムーズに支援を受けられる関係を構築。この日新たに、31業者でつくる県解体工事業協会（神戸市）と結び、被災者の救出で建物の解体撤去などを要請できるようにした。

姫路市は1996年4月、西播磨地域の4市6町と災害時に相互応援する協定を初めて締結。姉妹都市や全国の中核市とも、応援職員の派遣などで協力する協定を相次いで結んだ。

食料や生活物資の供給については、市内の大手スーパーや百貨店などに要請。老人ホームや障害者施設には、支援が必要な被災者を受け入れる「福祉避難所」としての機能を依頼した。

阪神・淡路後、各地で災害が発生した際は、被災自治体に教訓の聞き取りを実施。2016年の熊本地震では物資の供給が大きな課題だったとの報告を受け、輸送や保管、仕分けで協力が得られるよう、ノウハウを持つ県トラック協会支部と協定を交わした。

17日の締結式では、同協会の上原満会長と石見利勝市長が協定書に署名。石見市長は「資機材が必要な救助活動は専門家でなければ太刀打ちできない。非常に心強い」と話した。

市危機管理室は「今後も協力体制を充実させる。訓練などを通して、災害時に迅速な支援を受けられる態勢づくりを進めたい」としている。（三島大一郎）

**社説:心のケア／平時の準備こそが大切だ** 神戸新聞 2018年1月18日

阪神・淡路大震災は、国内で災害時の心のケアが注目されるきっかけになった。「トラウマ（心的外傷）」「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」などの言葉も一般的になった。まさしく「心のケア元年」だった。

それから23年がたち、新たな仕組みが導入されている。国が5年前に打ち出した災害派遣精神医療チーム（DPAT＝ディーパット）である。

東日本大震災の際には、精神科医を派遣する公的なシステムが確立していなかった。各地から心のケアチームが被災地に入ったものの、支援地域が偏るなどの問題が発生した。

こうしたことを教訓に、都道府県などのレベルでDPATを常設した。指揮系統を明確化して、スムーズな活動につなげるためだ。変化する現地のニーズに対応するのに適切な仕組みを目指している。

1チーム5人程度で、精神科医や看護師らで構成する。DPAT事務局（東京）の調査では、昨年1月時点で、全国の33自治体で374チームが登録する。空白地域をなくすよう、さらにチームの数を増やしたい。

一昨年の熊本地震では、兵庫県の「ひょうごDPAT」も発生直後から約1カ月半にわたり、計8チーム26人を派遣した。倒壊の恐れのある精神科病院の入院患者の搬送支援をしたほか、避難所を巡回して被災者と面談するなどした。

DPATはこれまで広島のとちぎの土砂災害などに派遣されたが、全国規模で出動したのは熊本

地震だけだ。チームとして貴重な経験を持ち帰ったが、「活動の場面がそうたくさんあるわけではない。日ごろの準備が大事になる」。ひょうごDPA Tを統括する加藤寛・兵庫県こころのケアセンター長はそう語る。

メンバーは入れ替わりがある。センターで実施する研修を通じ、いつ有事があっても同じ活動をできるよう、人材育成とスキルアップを図っている。

南海トラフ巨大地震では、兵庫県の被災も想定される。いざというときに十分な支援をするために、研修に加え、他の自治体や保健医療チームとの連携強化など平時の準備をさらに推し進める必要がある。

## 社説:相続制度見直し 高齢社会に対応せねば 北海道新聞 2018年1月18日

法制審議会の部会は、約40年ぶりに民法の相続分野を見直す改正要綱案をまとめた。近く法相に答申し、これを受け、政府は通常国会に民法改正案を提出する。

相続に関して民法が大幅に改正された1980年以来、家族の形態や、取り巻く社会環境は大きく変化した。

今回の見直し案が遺産分割の規定を改め、残された配偶者の住む場所と生活資金を確保しやすくするなど、社会の高齢化に対応しようとする方向は妥当である。

一方、時代の変化にそぐわない部分もなお残されている。

国会で一層議論を深め、国民が安心して老いを迎えられる制度を目指してもらいたい。

現行法では、配偶者の法定相続分は2分の1とされている。

このため、遺産に持ち家が含まれる場合、配偶者がこれを相続すれば、生活資金となる預貯金などの取り分が減ってしまう。

遺産分けのため、家を売らざるを得ないケースもあり、高齢配偶者の生活は不安定になりがちだ。

長年、資産形成に貢献した配偶者を保護するのは当然だろう。

見直し案は、家の所有権とは別に、配偶者が家に住み続けることができる「居住権」を新設する。

居住権の評価額が家の評価額より低ければ、配偶者の生活資金の取り分が増える。子が家の所有権を相続し売却しても、居住権が有効な間は住み続けられる。

気になるのは、居住権の評価額の算定方法が不明確なことだ。円滑に運用するためにも、一定の目安が求められる。

このほか、20年以上連れ添った夫婦の場合、生前贈与や遺言があれば、家は遺産分割の対象から外される。介護を担った相続権のない親族にも、要件を満たせば金銭を請求する権利を認める。

これらは、配偶者と死別後も長く生きる人が増えるといった現実を踏まえたものと言えよう。

改正は遅きに失したが、相続トラブルの抑止に期待したい。

保護の対象を法律婚の配偶者に限った点は疑問だ。家族のあり方は多様化しており、保護の網の目からこぼれる人を可能な限り少なくする必要がある。

見直し案では、自筆証書による遺言について、添付する財産目録をパソコンでつくることが、ようやく認められた。

民法改正の議論を通じて、相続制度を社会の実情に沿った、誰にとっても分かりやすい仕組みにしなければならない。

## (社説) 相続制度改革 「争続」にしないために 朝日新聞 2018年1月18日

相続制度を大きく変える案が法制審議会の部会で決まった。政府は民法などの改正案を通常国会に提出する方針だ。

高齢社会を見すえた、まずは妥当な内容といえるだろう。

死別して残された配偶者のくらしをどう支えるかという観点から、▽所有権とは別に、故人が残した家を配偶者が無償で使える「居住権」を新設し、住まいを確保する▽結婚して20年以上たった配偶者が家を生前贈与された場合は、遺産分割の対象外とする――などが盛りこまれた。対象外にすれば預貯金など他の財産が多く配分され、生活資金を確保しやすくなる。

ここに至るまでには、懸念と曲折があった。

そもそも今回の動きは、最高裁が婚外子への相続差別を憲法の平等原則に反すると判断したのがきっかけだった。これに対し、役所に届け出た結婚こそ手厚く保護すべきだという声が、自民党内などで高まった。

だが法律婚重視に傾きすぎると、事実婚が増え同性ペアへの理解も進むなど、家族の姿が多様化している現実との溝が広がる。法律婚を前提にしつつ、高齢配偶者の保護を前面に打ちだし、一般の人々の意見も幅広く聴取したことが、一定の納得感につながったといえる。

改正案は、介護したり仕事を手伝ったりして故人に特別の貢献をした親族が、相続人に金銭を請求できる定めも設けた。たとえば長男の妻が義父母の面倒をみた場合が想定される。

この考えについても、特定の立場の人に役割を強いる圧力になりかねない、介護問題に社会全体でとり組む機運を阻害するのではないか、といった批判が寄せられた。一方で、何らかの手当てを求める声も強く、妥協の産物としてまとまった。

事実婚夫婦の扱いともども、社会情勢を踏まえ、適宜見直していくべき事項だろう。

議論をふり返って思うのは、自分の意思を明らかにし、報いる人に報いて、死後の争いをなくすことの大切さだ。遺言を残す、生前贈与する、介護する人と契約を結んで対価を支払うなどの方策が考えられる。

文化や慣習にかかわる難しい問題だが、遺言制度を使いやすいものにするこも、今回改正の柱の一つになっている。

相続制度のあり方は国民生活に大きな影響を及ぼす。法整備の重要性は言うまでもない。だが相続分などの定めは、基本的に遺言がない場合の決まりだ。争続といわれる事態を招かないためにも、個人でできること、やっておくべきことがある。

## 社説 配偶者の相続を優遇 時代に対応した見直しだ 毎日新聞 2018年1月18日

夫婦の一方が亡くなった時、配偶者の生活をどう守るのか。

法相の諮問機関である法制審議会の部会が、民法の改正要綱案をまとめた。制度変更の柱は二つある。

配偶者に対し、原則として亡くなるまで自宅に住み続けられる「居住権」を新たに設けることが一つだ。

住宅の権利は所有権と居住権に分割され、居住権は住むだけの権利だ。平均余命から算出し、その評価額は、現在の所有権より低くなる。

配偶者と子が2分の1ずつという相続割合は変わらないため、住宅以外の現金などの相続が増える。老後の生活にとってプラスだ。

もう一つの柱が、結婚20年以上の夫婦は、生前贈与や遺言により、住宅を遺産分割の対象から除外できることだ。現行法では、遺産分割のため住宅の売却を余儀なくされるケースがある。その懸念がなくなる。

配偶者が亡くなった高齢者にとって、住み慣れた住宅に住み続けられるかどうかは切実な問題である。

協力して生計を営んできた結婚生活の歴史を考慮し、相続面で優遇するのはもっともだ。高齢化社会の現状に対応した見直しといえる。

今回の改正では、相続に介護実績を反映させ、相続人以外に金銭請求権を新たに与える仕組みも注目される。たとえば、義父を介護してきた息子の妻が該当する。

介護保険制度の下での要介護者は2014年度末で約600万人だ。実の子以上に介護に尽力している人は少なくない。介護の苦勞が報われるのは妥当だろう。

相続など民法の規定は、時代や社会の変化に伴って見直されてきた。

たとえば、配偶者と子の法定相続分が各「2分の1」の規定は、1980年に改められた。それまで配偶者は「3分の1」だった。

今回の見直しは、結婚していない男女間の子の相続分を「婚内子の2分の1」とする民法の規定の撤廃がきっかけだ。正妻の保護策を求める声が自民党から上がったことが議論のスタートラインになった。

その結果、事実婚の相手方は優遇されないことになった。しかし、法律婚と同様に夫婦としての実態があれば、別扱いにする理由はないのではないのか。家族の多様化に即したさらなる見直しは今後の検討課題だ。

## 社説:返子ストーカー 自治体の情報漏洩は許されぬ 読売新聞 2018年01月18日

個人情報のより慎重な取り扱いを自治体に促す司法判断である。

神奈川県返子市で2012年に起きたストーカー殺人事件で、横浜地裁横須賀支部が、市に110万円の賠償を命じた。

殺害された女性の住所を加害者側に漏らしたのはプライバシーの違法な侵害に当たる、と認定した。市は控訴しない方針だ。

加害者の男から依頼された探偵が、女性の夫を装って市納税課に電話し、住所を聞き出した。男は情報を基に自宅に押しかけ、女性を刺殺した後に、自殺した。

女性は男のストーカー被害から逃れるために、住民票の閲覧制限を市に申請し、認められていた。職員は制限の有無を確認しないまま、情報を伝えた。判決が「違法な公権力の行使に当たる」と指摘したのは当然だ。

情報漏洩が、時として重大な結果を招くことを浮き彫りにした事件だ。判決は、ストーカーなどの被害者の住所は「生命身体の安全にかかわる重要な情報」で、慎重な配慮が必要だと強調した。提訴した女性の夫も、情報漏洩に対して「警鐘を鳴らした」などと、判決を評価している。

判決を機に、各自治体は、個人情報に接する職務の重みを改めて自覚してもらいたい。

ストーカーや、配偶者などからの暴力(DV)の被害者に関する住民票の閲覧や交付の制限は、住民基本台帳制度に基づく支援措置として04年に全国で始まった。現在、対象者は10万人を超える。

対象になると、加害者からの閲覧・交付申請は認められない。第三者から申請があった場合には、目的が厳格に審査される。

制度は整ったものの、自治体からの情報漏洩が後を絶たない現状は看過できない。千葉県八街市は16年8月、DV被害者の女性の住所を加害者の元夫に伝えた。長崎県が同様のミスを犯したことも今月、明らかになった。

返子市は再発防止策を講じている。閲覧制限の対象者だと一目で分かるよう、パソコン上の表示方法を工夫した。情報保護のマニュアルを改定し、電話での問い合わせに応じることを禁じた。こうした対策も必要だが、大切なのは職員の意識改革である。

返子の事件で、男は、女性の殺害前に脅迫容疑で逮捕され、執行猶予中だった。県警には、逮捕状に記された女性の住所の一部などを読み上げる不手際があった。

逮捕から起訴、裁判に至る司法手続きでの配慮も求められる。

## 論説:【ヘルプマーク】もっと普及させよう

福島民報 2018年1月18日

赤地に白い十字とハートを記した名刺大の札「ヘルプマーク」をご存じだろうか。携帯している人に、義足や人工関節、内部障害など外見では分かりにくいハンディがあることを知らせる。気付いた周囲の人の配慮や援助が優しい社会づくりにつながる。県内では昨年9月に郡山市が配布を始めた。努力と工夫を重ねて、理解者を一人でも多く増やしたい。

ヘルプマークは、2012（平成24）年、東京都が考案した。都は希望者へのマーク配布と並行して、バスや地下鉄、病院などに趣旨を説明したポスターを掲示した。電車やバスで席を譲ることなど、マークを携帯している人への配慮を呼び掛けている。

当初は東京都だけの取り組みだったが、2016年に京都府がマークを採用してから徐々に全国へ広がっている。昨年7月にはJIS（日本工業規格）の案内用図記号に登録され、全国基準と認められた。全国での導入を呼び掛けているボランティア組織全国ヘルプマーク普及ネットワークによると、1月1日現在で17都道府県が全域でマークを導入しているという。

郡山市は障害者団体の要望を受けてマークを導入した。援助や配慮を必要としている旨の申告があれば、誰にでも無料で配布する。年末までに475枚を配った。広報にも力を入れ、公共施設と学校、駅など約260カ所にポスターの掲示を依頼した。合わせて趣旨を記載したチラシも作り、イベント会場などで配布している。

マークを有効に活用できるようにするには、導入自治体を増やすことが必要だ。限定された地域で認知されても、何も知らない人にとっては、ただのアクセサリーに見えてしまう。県内全域で導入されれば、都営地下鉄が実施しているような公共交通機関への統一的な優先席設定につながる。優先席のマーク掲示で認知度はさらに高まるはずだ。

郡山市は県内の福祉担当職員が集う会議で市の取り組みを紹介している。普及ネットワークは動きを加速させようと、緊急連絡先や必要な支援内容を記載できる、マークの図柄入りの「ヘルプカード」を昨年の会津まつりで配布した。現在も会津若松市役所などで受け取ることができる。

ヘルプマークは、困っている人に対する周囲の思いやりある行動で、初めて効果を発揮する。行政の取り組みが肝心だが、気付いた人が優しさの輪を広げることがさらに大切だ。一人一人の助け合いの心が、安心して安全な社会を築いていく。（鈴木俊哉）

## 英国、孤独担当大臣を新設 900万人以上孤独、対策へ 朝日新聞 2018年1月18日

英国のメイ政権は17日、新たに「孤独担当相」を設置した。人口6560万人の英国には孤独を感じている人が900万人以上いるとされ、友人や親戚と1カ月以上会話していないお年寄り約20万人と報告されている。今後、研究や統計を踏まえ、孤独をなくす政策を練る。

孤独担当相は文化省でスポーツなどを担当するトレイシー・クラウチ政務次官（42）が兼務する。民間の協力も得ながら超党派で対策を進め、地域の人々を結びつける活動に資金を提供することなども検討する方針だ。

メイ首相は「あまりに多くの人たちにとって、孤独は現代における悲しい現実だ。この課題に向き合い、お年寄り、介護者、愛する人を失った人、考えや経験を分かち合う相手がいない人たちが抱える孤独に対処するため行動したい」と話した。

孤独への対策は、欧州連合（EU）離脱をめぐる2016年の国民投票直前に殺害されたジョー・コックス議員が熱心に取り組んでいた。遺志を受け継いだ超党派の議員らが議論を重ね、昨年末、孤独に関する国家戦略や、取り組みを率いる担当相の設置などを政府に求める報告書をまとめていた。（ロンドン＝下司佳代子）



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行